

# 平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

## 平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

### 第 3 外部監査の結果

#### II 廃棄物対策に係る監査結果について

##### II - 2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について

##### 3. 運営期間開始時に市が引き渡した消耗品等について

##### (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置												
<p>① 運営期間開始時の消耗品等について【廃棄物施設課、新港清掃工場及び北清掃工場】（報告書 P134）</p> <p>長期責任型運営維持管理業務の運営期間開始時において、市が委託業者に引渡した消耗品及び予備品について、新港清掃工場では、薬品に関する一覧表は作成されているが、その他消耗品及び予備品に関する一覧表は作成されていない。また、北清掃工場では、予備品に関する一覧表は作成されているが、薬品及びその他消耗品に関する一覧表は作成されていない。なお、一覧表の作成状況は、次の表のとおりである。</p> <p>【運営期間開始時における消耗品等の一覧表の作成状況】</p> <table border="1" data-bbox="156 1364 772 1641"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新港清掃工場</th> <th>北清掃工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬品の一覧表</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>その他消耗品の一覧表</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>予備品の一覧表</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>北清掃工場では、薬品に関する一覧表が作成されていない理由として、運営開始時において数量として計上できる残量はなかったということである。しかし、平成 26 年度末（平成 27 年 3 月 31 日）現在、北清掃工場では次の表のような薬品を保有していることから、薬品が計上できる残量に達していなかった可能性は著しく低いと推測される。</p>	区分	新港清掃工場	北清掃工場	薬品の一覧表	有	無	その他消耗品の一覧表	無	無	予備品の一覧表	無	有	<p>北清掃工場では、委託業者と協議を行い、平成 19 年の運営期間開始時に市が引き渡した薬品の一覧表を平成 28 年 5 月に作成した。なお、その他消耗品については、運営期間開始時から予備品の一覧表に含んで記載している。</p> <p>また、薬品の残量が明記された各種薬品使用実績表及び予備品・消耗品リストについて、平成 29 年 4 月以降、毎月委託業者から市へ提出を受けている。</p> <p>新港清掃工場では、運営期間開始時のその他消耗品及び予備品は「なし」で引き継いでいることが、当時の記録から確認できているため、一覧表は作成していない。</p> <p>また、予備品消耗品報告書について、平成 28 年度以降、年度報告として委託業者から市へ提出を受けている。なお、薬品の残量が明記された工業薬品在庫管理表について、平成 23 年 4 月以降、毎月委託業者から市へ提出を受けている。</p>
区分	新港清掃工場	北清掃工場											
薬品の一覧表	有	無											
その他消耗品の一覧表	無	無											
予備品の一覧表	無	有											

【北清掃工場における薬品在庫量（平成27年3月31日現在）】

区分	薬品種類	薬品名称	棚卸量(kg)
1	消石灰		71,795
2	特殊反応助剤	KP-91	15,220
3	飛灰キレート	オリトールF-100	12,084
4	セメント		18,786
5	アンモニア水 (25%)		9,810
6	塩酸 (35%)		2,460
7	硫酸 (75%)		4,889
8	苛性ソーダ (25%)		1,156
9	塩化第二鉄 (38%)		2,263
10	液体キレート	エポブロックL-1	740
11	有・無機凝集剤	ファインブロックFA-350	10
12	固形塩素	ハイクロンLC	16.9
13	脱臭剤	ヌメロンラックFL-K	126
14	亜硫酸ソーダ		25
15	清缶剤	カルゲンL-327	140
16	脱酸剤	クリディライトH-606	370
17	脱酸剤	クリディライトH-506	60
18	機器冷却剤	タワークリンS-512	120

北清掃工場の技術提案書においては、運転管理業務の一環として運営期間中に各種薬品使用実績や消耗品台帳等を毎月提出することが明記されている。しかし、薬品については、各種薬品使用量及びごみ焼却量との関連実績については報告を受けているが、薬品の残量が明記された各種薬品実績表の報告を受けていない。特に薬品の管理については、劇物等に該当するものがあり、それらの管理を法的にも厳格に求められる対象である。

また、消耗品についても、消耗品台帳の報告を受けていない。

運営期間満了時において、運営期間開始時に市が引渡した消耗品及び予備品と同様の品目、数量を委託業者は市に引渡すものとされていることから、北清掃工場及び新港清掃工場においては、一覧表を適切に作成する等、委託業者との精算品目と数量を確認されたい。